

TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



NISAの恒久化、併用可への制度変更により個人の資産運用による所得倍増を後押し。また、父母・祖父母から家計における資金ニーズの高い子・孫への資産移転を促すべく、相続時精算課税制度に基礎控除を創設。

家計の観点から知っておきたい 令和5年度税制改正のポイント

資産運用による 個人の所得倍増を目指し 変わるNISA

家計の観点から注目すべき、令和5年度税制改正の一つ目は、NISA関連です。

岸田総理大臣は、資産運用による所得倍増を実現する政策を打ち出し、令和5年度税制改正でNISAの抜本改正をしました。

光熱費や食料品を中心に物価上昇率が年率5%に迫ろうとしており、家計の貯蓄を普通預金にしておけば、目減りする時代です。少しでも利率の高い運用が求められており、これまで株式や債券等に投資してこなかった方や投資の知識がないという方も、これを機に手軽に運用できるNISAでの投資を検討されているかもしれません。

NISAはNippon Individual Savings Accountの略称で、正式には少額投資非課税制度と言います。個人が少額から投資できるよつ支援することを目的に創設された税制優遇制度です。NISA口座で投資をすると、本来であれば課税されるはずの株式

や債券から受け取る利息と配当、これらを売買した時に得た利益も非課税となります。

成人が利用できるNISAには「つみたてNISA」と「一般NISA」があります。この2つは、年間投資枠、非課税保有期間、投資対象の商品等に違いがあります。

つみたてNISAはその名の通り、つみたて方式により投資する制度です。年間投資枠は40万円で、20年間継続して投資でき、投資対象の商品は長期の積立分散投資に適した一定の投資信託です。2022年6月末時点で、639万口座が開設されています。

一般NISAは年間120万円までの投資枠で、5年間継続して投資でき、投資対象の商品は投資信託のほかに、株式も含まれます。2022年6月末時点で、1065万口座が開設されています。

つみたてNISAと一般NISAは併用することができず、いずれか一方を選択しなければなりません。しかし、令和5年度税制改正で、**現行の制度は令和5年12月31日までで終了することとされました。**



税理士法人 今仲 清 事務所
代表/税理士
今仲 清

【いまなか・きよし】
1951年生まれ。1984年税理士事務所開業。不動産有効活用、相続対策の実践活動を指揮しつつ、セミナー講師としての講演は年間80回にのぼる。著書は『すぐわかるよくわかる！税制改正のポイント 令和4年度』（共著、TKC出版）など多数。

令和6年1月1日からの制度では、つみたてNISAと一般NISAの合計非課税投資枠が360万円とされます。つみたてNISAはつみたて投資枠として年間投資枠が120万円とされ、20年間だった非課税保有期間が無期限となります。

一般NISAは成長投資枠として年間投資枠240万円とされ、つみたてNISAと同様に保有期間は無期限となります。その両方を併用することができるようになるため、年間投資限度額が360万円となります【図表1】。

ただし、**合計の非課税保有限度枠は1800万円となり、このうち1200万円が成長投資枠の限度となります。**

つみたて投資枠は、長期の国債や社債など比較的安全性の高い債券や株式投資信託で運用されます。一方、成長投資枠は上場株式や投資信託など成長性の高い商品に投資されます。しかし、投資に伴って投資時点や解約時及び一定期間ごとに手数料の支払いが発生しますし、元本割れすることもある

【図表1】NISAの制度変更

■ 令和5年12月31日までの制度

	つみたてNISA	選択制	一般NISA
非課税保有期間	20年間		5年間
年間非課税枠	40万円		120万円
投資可能商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※金融庁の基準を満たした投資信託に限定		上場株式、ETF等
買付方法	積立投資のみ		通常の買付、積立投資
備考	一般NISAとつみたてNISAは年単位で選択制		

変更

変更

■ 令和6年1月1日からの制度

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間 ^{注1}	無期限化		無期限化
年間投資枠	120万円		240万円
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等 ^{注3}
非課税保有限度額 ^{注2}	1,800万円 1,200万円 ※1,800万円の内1,200万円まで		
口座開設期間	恒久化		恒久化
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA・つみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度への非課税枠の移管はできない		

出典：金融庁HP「NISA特設ウェブサイト」より一部改変(<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/index.html>)

注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督・モニタリングを実施

りますので、リスクも認識しておく必要があります。

相続税・贈与税の改正と対策

今回の税制改正のもう一つの注目点は、相続や贈与に関する改正です。

1) 暦年課税の相続開始前3年以内の加算を7年以内の加算に延長

相続税の申告の際には、被相続人が死亡した時の財産総額に、死亡の日以前3年間、相続で財産を取得した人が、被相続人から贈与を受けていた財産を加算して、相続税が計算されます。この時には、暦年課税（1月1日～12月31日の課税）による贈与税の基礎控除分110万円も加算されます【図表2】。

今回の改正では、資産家の方が贈与税の基礎控除分を利用して、多くの財産を生前に贈与することにより、相続税を節税していることが問題だとして、加算する期間が、令和6年1月1日以後の贈与から、死亡の日以前7年間に延長されます。

なお、延長される4年分については、この期間の加算対象額から、総額で100万円を控除されます。

2) 相続時精算課税制度に

110万円の基礎控除を創設

「相続時精算課税制度」とは、原則60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上

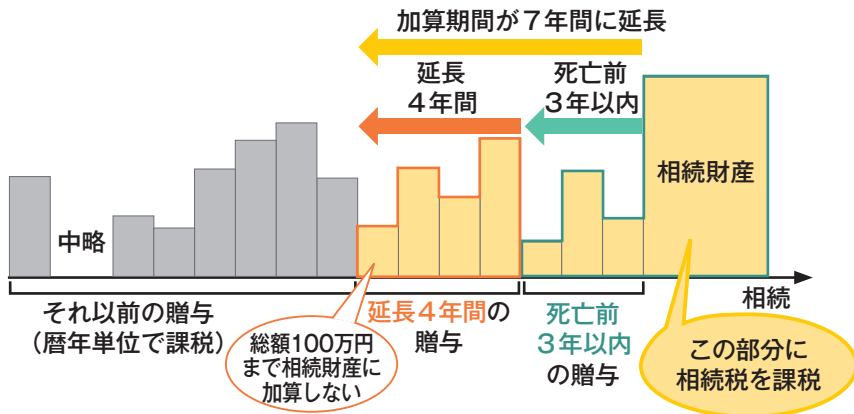
【図表2】 暦年課税と相続時精算課税

暦年課税を選択した場合

- 暦年(1月1日~12月31日)ごとに、贈与額に対し累進税率を適用される。基礎控除は110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して、相続税を課税。(納付済みの贈与税は税額から控除される)

変更点

- 相続財産への加算期間が7年間に延長される。
- 延長4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。

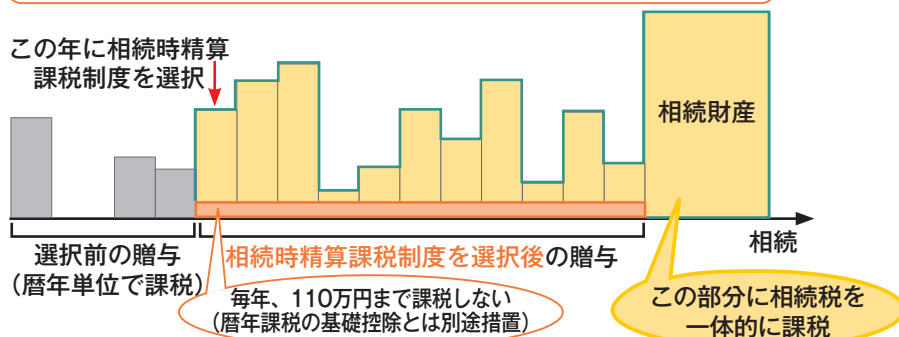


相続時精算課税を選択した場合

- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付する。(累積贈与額2,500万円までは非課税。2,500万円を超えた部分に一律20%課税される)
※暦年課税のような基礎控除はない。
※財産の評価は、贈与時点での時価で固定される。(土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算される)
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して、相続税が課税される。(納付済みの贈与税は、相続税から税額控除され、赤字の場合は還付される)

変更点

- 毎年、110万円までの基礎控除を創設



出典：財務省『令和5年度 税制改正(案)のポイント』より一部改変

の子または孫などに対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度で、平成15年に創設されました。

相続時精算課税制度では、累計2500万円まで贈与時に贈与税が課税されません。しかし、相続時精算課税制度には、暦年課税にある110万円の基礎控除がありません。しかも、贈与者が死亡した際に、

相続時精算課税制度を選択後に受け取った贈与財産をすべて加算して相続税が課税されるため、あまり利用が進んでいませんでした。

政府は、相続時精算課税制度を利用して贈与者の財産を生前に次世代へ移転することによって、資金を有効に活用し、経済の活性化につなげることを目的として、この

制度の活用を進めたいと考えています。

そこで、今回の改正では、相続時精算課税制度に110万円の基礎控除を設けました。この改正により、贈与者が亡くなり相続が発生した時に加算する累積贈与額に、毎年110万円の基礎控除部分を加算しないでよいとすることで、この制度を利用しやすくなりました【図表2】。

暦年課税より相続時精算課税

今回の税制改正を受け、贈与はどのような考えればよいのでしょうか。

基礎控除の贈与だけを活用しようとする人にとっては、令和6年1月1日以後の贈与については、相続時精算課税を選択すれば、相続開始前7年間の毎年110万円分の贈与を相続財産に加算しなくてもよくなりますので、暦年課税を選択するよりも有利になります。

しかし、財産総額が多く、相続税の累進税率の高率部分まで適用して課税される方にとっては、暦年課税を利用して高い負担割合の贈与税負担であっても、相続税の適用最高税率より低ければこれを活用するほうが有利な場合もあるでしょう。もともと、相続開始前から7年間分はすべて相続税の課税対象に取り込まれますので、相当早くから実行しなければ、その効果は低くなると言えるでしょう。